委員会提出第 2 号議案

文部科学省の「20mSv/年」を上限とする「学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安」の撤廃を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成23年6月21日

提出者 文教委員会委員長 高 野 政 男

文部科学省の「20mSv/年」を上限とする「学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安」の撤廃を求める意見書

文部科学省は本年4月19日、「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」を公表した。これによると「児童生徒等が学校等に通える地域においては、非常事態収束後の参考レベルの年間1~20mSv を学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とする」とする判断を示した。その後、文部科学省は5月27日に、「今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくという基本に立って、今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間1mSv以下を目指す」との立場を表明した。

これは事実上、目安の上限を「20mSv/年」とする、これまでの判断を覆したものであり、この上限をそのまま残す理由はない。また、この目安が保持されるということは、将来、仮に同じような状況がどこかで生まれた場合、同じ問題が繰り返される懸念がある。

よって、府中市議会は、政府に対し、放射線に対して感受性の高い子供たちの安全と健康を守るために、直ちに上記の目安を撤廃し、年間1mSv 以下の環境を実現するために最大限の努力をすることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月21日

議 長 名

(あて先) 内閣総理大臣、文部科学大臣